

安全・安心 かわら版



第3号

2020. 12



荒川区

編集・発行 荒川区区民生活部生活安全課
〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3
荒川区役所分庁舎 2階
TEL : 03-3802-4652 登録(02)0004号

多発する詐欺の手口を知って、被害防止!

還付金詐欺

区役所からこんな電話がありました。

医療費の還付金があるのでATMへ行って手続きしてください!



こんな時は…!

還付金は、ATMではもらえませんよね!?
詐欺ですね。
警察に通報します。



知ってこポイント

「電話でお金の話」=ウソ
これを覚えて!



キャッシュカード預かり詐欺

警察からこんな電話がありました。

あなたの口座が不正に使われています。
キャッシュカードを取りに行くので
暗証番号も教えてください!



カードは、切り込みを入れて使えなくします。
安心してください。

こんな時は…!

本当に警察ですか!?
一旦、電話を切って警察署に確認します!



知ってこポイント

キャッシュカードを受け取りに来る人は、詐欺師です!
110番通報をしてください。



さらに知ってこ

電話自動通話録音機で被害を防止!

荒川区が **アツく熱くお勧め** するこの**1台!!**

電話自動通話録音機

設置したご家庭から、**迷惑電話が減った**との評判をいただいています!



対象

区内在住で
65歳以上の方が
居住する世帯

申し込み専用ダイヤル
03-3891-8883

無料!!
な、なんと



是非付けてください!

(通称)

荒川区ながらスマホ防止条例が 制定されました

(荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例)
令和3年1月1日施行

交通事故や接触事故等を引き起こす可能性のある危険な「ながらスマホ」の禁止について基本的な事項を定めることにより、事故等の発生を未然に防ぎ、区民の安全な生活環境を確保することを目的としています。



条例の内容	○公共の場所で、スマートフォン等の画面を注視しながら歩行することの禁止 (ただし、障がい者の移動支援ツールとしての使用等、スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません) ○道路交通法等の法令により禁止されているスマートフォン等を使用しながら車両を運転することの禁止
禁止の対象となる場所	区内の道路、公園、駅前広場、区等が管理する屋外駐車場、児童遊園等の公共の場所(建物内等を除く)
禁止の対象となる機器類	スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、これらに類するもの(ゲーム機やカメラ等画面を注視して使用する機器類)
歩行者がスマートフォン等を使用するには	スマートフォン等を使用する時は、通行や利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません
罰則	歩行者に対する罰則はありません。ただし、区民等及び事業者は、歩きスマホ防止に関する意識啓発等、区の施策に協力するよう努める責務があります

本条例に関する 道路交通法等により 禁止されている行為とは？

出典：道路交通法等・警察庁ホームページ

(例)



「画面を注視」
しながら



「手で持ち通話」
しながら



ながら運転

禁止の内容	道路交通法等の法令により禁止されているスマートフォン等を使用しながら車両等を運転すること
罰則	違反すると、事故を起こさなくても刑事罰が科せられる場合があります

歩きスマホ 危険といっしょに 歩いてる
(令和2年使用交通安全年間スローガン)

問合せ：生活安全課交通安全係 ☎03(3802)3111 内線489

荒川区ながらスマホ防止条例

検索

